

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十八号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号中「空気圧縮機」の下に「騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一第二号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。」を加える。

別表第十六その六の2の表中「みなし指定区域特定施設」を「指定区域特定施設」に改め、同その六の2の表の備考第二項中「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2」を「水質汚濁防止法施行令第3条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、別表第十六の改正規定は、公布の日から施行する。